



マイホームがあるので実家には住まないとき 相続した実家を売却したい！



先日母が亡くなりました。
父は7年前に亡くなっていて母は一人暮らしをしていました。
空気を入れ替えに、たまに実家に足を運びますが中々大変です。



私には都市部にマイホームがあるので**実家に住む予定はありません。**

固定資産税や維持費もかかるし、火災や地震も怖いので近々処分も考えています。
でも不動産の扱いになれていなくて、どう進めたらよいか分かりません。



F&Partners 司法書士法人 で **相続不動産の売却も相談できます！**

財産管理サービス **をご存知ですか？**

司法書士法施行規則 3 1 条に明記されている業務です。
当事者その他関係人の依頼により、他人の事業の経営、他人の財産の管理もしくは処分を行うことができます。

どの業者に頼もう…

業者とのやり取りが億劫

買取価格が
適正か分からない

不利な条件になっていないか
契約書のチェックが難しい

私たちが信頼できる大手不動産業者と
責任をもって段取りしますので
お任せください！



相続不動産を
売却するには

抵当権等の担保が残っていないか
隣地との境界はハッキリしてるか
登記名義が故人のままではないか

等も確認し、
整備しなければいけません

大変！

F&Partners では、司法書士・土地家屋調査士がワンストップで丸ごとサポートします。
相続・売却に伴う税金のご心配も、グループの税理士にご相談ください！

今週の
お客様の**声**

相談して
よかった点は？

彦根市 N.H様

早く解決した事。

京都事務所
京都市中京区七観音町623番地
第11長谷ビル5階
TEL 075-256-4548

F&Partners 司法書士法人

無料相談 実施中です。
まずは、お気軽にお電話を！

